

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）長期履修学生規程
(令和元年6月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第14条第3項の規定に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程課程）（以下「研究科（博士後期課程）」という。）における長期履修の取扱に関し必要な事項を定める。

(長期履修学生)

第2条 職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出た学生で、大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）の議を経て研究科長（博士後期課程）が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学を認める。

2 研究科長（博士後期課程）は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し「長期履修学生証明書」を交付する。

(長期履修期間)

第3条 長期履修期間は、6年を超えてはならない。

(長期履修の要件)

第4条 長期履修は、職業を有している等の事情で授業科目の受講が著しく制限され、学生生活でも就業等の必要から学業専念が困難であると認められること、又はやむを得ない事情を有していることを要件とする。

(長期履修の申出)

第5条 長期履修希望の申出は、原則として入学手続時に行うものとする。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を研究科長（博士後期課程）に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 在職証明書（様式第2号）
- (3) その他必要な書類等

(履修期間の変更)

第7条 長期履修学生の履修期間の変更、若しくは第4条の要件を満たして長期履修が必要と認められる学生の履修期間の変更は、変更に必要な理由があり、また研究科（博士後期課程）の在籍者数が収容定員を越えない範囲内である場合に変更を認めることができる。

2 前項によって履修期間を変更しようとする学生は、三年次後期終了までに申請を行うこととする。但し、変更は1回限りとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める3年間に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額を納入するものとする。

(履修)

第9条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和元年6月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

在 職 証 明 書

本 籍 地 _____

現 住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 西 暦 _____ 年（昭和・平成 _____ 年） _____ 月 _____ 日 生

職 名 _____

採用年月日 西暦 _____ 年（昭和・平成 _____ 年） _____ 月 _____ 日

上記のものが、在職していることを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所 属 先 _____

所属長氏名 _____ (印)